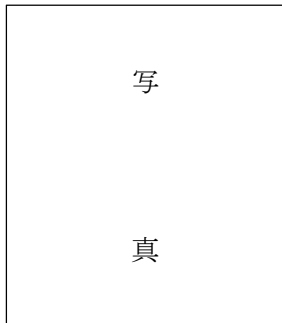


第 号
身 分 証 明 書



住 所
氏 名
職 名
生 年 月 日

（ 表 ）

右は、港湾法第五十五条の二第一項の規定により港湾工事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交 付 年 月 日
有 効 期 間

発 行 機 関 名

発 行 機 関 印

（ 裏 ）

港湾法抜粋

（他人の土地への立入）

第五十五条の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後において、してはならない。

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。